

国立大学法人東京外国語大学外国人留学生規程

〔平成 9 年 1 月 8 日
制 定〕

改正 平成 14 年 10 月 23 日
平成 16 年 3 月 18 日規則第 11 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 60 号
平成 24 年 3 月 27 日規則第 7 号
平成 31 年 3 月 19 日規則第 59 号
令和 4 年 3 月 22 日規則第 21 号
令和 6 年 3 月 26 日規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則第 4 3 条第 2 項及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則第 4 3 条第 2 項に基づき外国人留学生について必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第 2 条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 研究生
- (4) 科目等履修生
- (5) 特別聴講学生
- (6) 特別研究学生
- (7) 日本語・日本文化研修留学生
- (8) 教員研修留学生
- (9) 留学生日本語教育センター留学生
- (10) 特別プログラム学生
- (11) 委託留学生
- (12) 短期海外訪問学生

(国費外国人留学生の在籍期間の特例)

第 3 条 前条に掲げる外国人留学生のうち、国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日文科大臣裁定）（以下「要項」という。）に基づく者の在籍期間は、国費外国人留学生の給与の支給期間とすることができる。

(日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生の受入れ等)

第 4 条 日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生の受入れについては、文部科学大臣と学長が協議して決定する。

- 2 日本語・日本文化研修留学生の研修指導上の取扱いは、学部 に在籍する特別聴講学生に準じて行うものとする。
- 3 教員研修留学生の研修指導上の取扱いは、大学院 に在籍する特別聴講学生に準じて行うものとする。
- 4 日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生は、研修期間終了前 1 月以内に研修

報告書を指導教員を通じて学長に提出しなければならない。

5 学長は、所定の課程を修了した者に対し修了証書を交付するものとする。

(留学生日本語教育センター留学生の受入れ等)

第5条 留学生日本語教育センター留学生の受入れ等に関しては、東京外国語大学留学生日本語教育センターの教育に関する規程（平成4年11月18日制定）により行うものとする。

(特別プログラム学生の受入れ等)

第6条 特別プログラム学生受入れ等に関しては、東京外国語大学特別プログラム規程（令和4年3月22日制定）により行うものとする。

2 特別プログラム学生の身分は、国立大学法人東京外国語大学学則第42条及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則第41条に規定する特別聴講学生とする。

(委託留学生の受入れ等)

第7条 委託留学生の受入れ等に関しては、東京外国語大学委託留学生規程（令和4年3月22日制定）により行うものとする。

2 委託留学生の研修指導上の取扱いは、特別聴講学生に準じて行うものとする。

(短期海外訪問学生の受入れ等)

第8条 短期海外訪問学生の受入れ等については、短期海外訪問学生規程（令和4年3月22日制定）により行うものとする。

2 短期海外訪問学生の研修指導上の取扱いは、特別聴講学生に準じて行うものとする。

(学則等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し修学上必要な事項については、国立大学法人東京外国語大学学則及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則等を準用する。

附 則

この規程は、平成9年1月8日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正前の規程第3条については、改正後の規程第3条にかかわらず、地域文化研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日以前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日以前に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。